

公立大学法人滋賀県立大学学会等開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）または県内において開催される学会等に対して、本学および滋賀県が広く認知される機会の確保を促し、もって本学の学術研究の一層の推進を図ることを目的として実施する公立大学法人滋賀県立大学学会等開催補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助の要件)

第2条 補助は、開催学会が次の各号の要件を満たしている場合に行う。

- (1) 原則として、国際的、全国的規模（近畿、関西等の規模を含む。）の学会、研究会等（以下「学会等」という。）の開催であること。
- (2) 本学の専任教員が、当該学会等に会員として籍を有し、かつ学会等開催当日の運営に当たってその代表者等責任ある役割を担っていること。
- (3) 学会等開催の所要経費につき、当該学会等または当日参加学会員に自己負担があること。

(補助金額)

第3条 補助金は、次条各号に定めた経費を補助対象経費としてその一部を補助するものとし、原則として別表左欄の参加者数毎に同表右欄の金額を上限として、補助対象経費総額の2分の1を交付するものとする。

2 前項の補助金の額は、学会等の内容により理事長が必要と認める額を加減できるものとする。ただし、1開催あたりを上限を50万円とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 講演会等講師謝金
- (2) 開催者が負担することとなる旅費
- (3) 設営費（アルバイト賃金含む。）
- (4) 印刷費
- (5) 通信運搬費
- (6) 消耗品費
- (7) 雑費
- (8) その他本学が必要と認めた経費

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、あらかじめ

め補助金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定および通知）

第6条 理事長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第7条 交付申請者は、学会等を完了したときは、速やかに実績報告書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定および交付）

第8条 理事長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

（仮払い）

第9条 交付申請者は、学会等開催の事前準備のために所要経費の支払いを必要とする場合には、仮払いの請求（様式第3—3号）をすることができる。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 補助基準および金額

参加者（実人員）	補助金額（上限）
50名未満	5万円
50名以上 100名未満	10万円
100名以上	15万円